

2023年度企業認定スキーム登録制度の監視強化について

2023年7月 TAX NEWS 2023 #003

2023年7月5日、SATのウェブサイト上で「SATによるIVA（付加価値税）・IEPS¹（生産・サービス特別税）認定企業に対する監視の強化」が発表されました。

最近、SATでは、IMMEXプログラム²等を用いて一時輸入を行う企業に対して与えている企業認定スキーム登録制度（RECE³）のIVA・IEPS保税認定に該当する企業の義務不履行を検出しています。該当認定の一時停止や取り消しが行われていることから、義務不履行に関する調査を積極的に行っていくことが発表されました。

今回の発表を通して、常に履行すべき条件と義務の中でも以下の主要な項目について、再度確認することが推奨されています。

- 税務的義務及び通関関連法規の義務を履行していること
- IMMEXプログラム適用業務を行っている全ての住所において、SAT上での登録が行われていること。又、該当する不動産の法的使用を証明できるサポート資料を有していること

¹ 酒類、タバコ、ガソリン・ディーゼル燃料、電話・通信サービス、砂糖含有飲料、その他の化石燃料、殺虫剤、高カロリー食品等、特定の財の販売や関連するサービスを行う法人・自然人に対して課せられる間接税（特別消費税）。出典：

https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/mx/invest_04.html

² 輸向け製造・マキラドーラ・サービス産業向けプログラムであり、登録企業は部品や原材料を保税状態で一時輸入し、メキシコ国内にて加工した後、再度無関税で輸出できる。

³ 一定の条件を満たした企業に対しSATが恩恵を与える制度で、① IVA・IEPS認定制度：一時輸入の際の保税等の恩典と② AEO（認可経済事業主）制度：通関手続きの円滑化・簡素化の恩典、の2種類の認定制度に分けられる。ここでは、①について取り上げている。

- 在庫管理自動システムを有していること（添付 24⁵）
- 電子会計記帳を行っていること
- 認定制度における年間費用、又は更新費用の支払いを行っていること
- 以下の変更を行った場合、該当通知を行っていること
 - 法人名、税務住所、生産業務を行っている住所の変更
 - 生産業務を行っている不動産の法的使用を証明した書類における変更
 - 国外の株主、パートナー、法定代理人、国外の顧客・サプライヤー及び国内のサプライヤーの変更
 - 添付 30 に準拠した報告書の送信⁶ 等

上記に代表される義務を果たしているのか確認して頂き、企業認定スキーム登録制度の IVA・IEPS 保税認定の一時停止や取り消しに対するリスクを軽減しましょう。

以上、本件に関するご相談やご質問等ございましたらお気軽にお問合せください。

問い合わせ先：

日系企業グループ

（メキシコシティ）

比留川 茜

E: Akane.Hirukawa@mx.gt.com

T: +52 (55) 54 24 65 00 ext.1225

（ケレタロ）

加藤 希美

E: Kimi.Kato@mx.gt.com

T: +52 (442) 229 1543 ext. 4029

⁵ 2013 年から在庫管理自動システムを有するようにと SAT の添付 24 で定められている。

⁶ 税務クレジットや保証情報全てを管理する「クレジット及び保証アカウント管理システム（SCCCyG）」という SAT のオンラインポータルを通し、定期的な送信が必要な報告書。